

行政処分等の年月日	事業者の氏名又は名称	事業者の所在地	営業所の名称	営業所の所在地	行政処分等の内容	主な違反の条項	違反行為の概要	事業者 点数	営業所 点数
令和7年7月22日	株式会社ティーシージー(法人番号6160001016651)代表者 土方 大地	大阪府寝屋川市萱島東3丁目1番13号	本社営業所	大阪府寝屋川市萱島東3丁目1番13号	輸送施設の使用停止処分(30日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和7年2月6日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	3	3
令和7年7月22日	株式会社オークラロジ(法人番号9130001046269)代表者 辻本 康人	京都府八幡市下奈良蜻蛉尻筋2 J-Office E号室	京都営業所	京都府八幡市下奈良蜻蛉尻筋2 J-Office E号室	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第17条第1項第1号	令和6年8月28日、法令違反の疑いがあることを端緒に監査を実施。3件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業の事業用自動車の運転者の勤務時間及び乗務時間に係る基準」(以下「乗務時間等告示」)の遵守違反(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第3条第4項)、(2)乗務時間等告示なお書きの遵守違反(一運行の勤務時間)(安全規則第3条第4項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)	4	4
令和7年7月24日	株式会社コーペーズエキスプレス(法人番号6140001001473)代表者 松原 弘和	兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目3-6	本社	兵庫県神戸市中央区港島南町1丁目3-6	輸送施設の使用停止処分(40日車)	貨物自動車運送事業法第9条第1項	令和6年10月11日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。8件の違反が認められた。(1)事業計画変更認可違反【自動車庫の位置及び収容能力違反】(貨物自動車運送事業法施行規則第2条第1項第5号)、(2)点呼の実施違反【未実施】(貨物自動車運送事業輸送安全規則(以下「安全規則」)第7条第1項～第3項)、(3)点呼の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第7条第5項)、(4)業務の記録違反【記載事項等の不備】(安全規則第8条)、(5)(6)運転者等台帳【作成】【記載事項等の不備】(安全規則第9条の5第1項)、(7)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」(以下「指導監督告示」)による運転者に対する指導及び監督違反【大部分不適切】(安全規則第10条第1項)、(8)指導監督告示による運転者に対する指導及び監督に係る記録の作成・保存【記録】(安全規則第10条第1項)	4	4
令和7年7月31日	滋美総業株式会社(法人番号8140001039727)代表者 平田 真之	兵庫県赤穂市折方983-6	本社	兵庫県赤穂市折方983-6	輸送施設の使用停止処分(10日車)	貨物自動車運送事業法第17条第3項	令和6年10月15日、公安委員会からの通報を端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)過積載運送の引受け、指示等【過積載による運送の引受け】(貨物自動車運送事業法第17条第3項)	1	1
令和7年7月31日	ダイセイエブリー二十四株式会社(法人番号9180001084272)代表者 田中 孝昌	愛知県一宮市萩原町萩原字松山531番地27	京都南センター	京都府宇治市槇島町十一113番4	文書警告	貨物自動車運送事業法第15条第4項	令和7年5月20日、死亡事故を引き起こしたことを端緒に監査を実施。1件の違反が認められた。(1)「貨物自動車運送事業者が事業用自動車の運転者に対して行う指導及び監督の指針」による運転者に対する指導及び監督違反【一部不適切】(貨物自動車運送事業輸送安全規則第10条第1項)	0	0